

身体障害者診断書・意見書を作成できる身体障害者福祉法第15条指定医師の診療科名

熊本市

障害種別	身体障害者診断書・意見書を作成できる診療科名
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 ※ 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限り、身体障害者診断書・意見書の作成が可能。
聴覚障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科 ※ 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限り、身体障害者診断書・意見書の作成が可能。
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科
音声、言語機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科、気管食道科、脳外科、神経外科、整形外科
そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科、気管食道科
肢体不自由	整形外科、外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科、 <u>小児外科</u> 、 <u>呼吸器科</u> 、 <u>呼吸器外科</u> 、 <u>理学診療科</u> 、 <u>放射線科</u>
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科、循環器科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科、循環器科、 <u>麻酔科</u>
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科、呼吸器科、気管食道科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科、消化器科（胃腸科）
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科、呼吸器科 ※ エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科、消化器科

(注) \_\_\_\_\_線の診療科については、平成12年8月3日までに指定を受けた医師のみ身体障害者診断書・意見書の作成が可能。

\_\_\_\_\_線の診療科については、平成12年8月3日までに指定を受けた医師、又は平成22年4月1日以降に指定を受けた医師のみ身体障害者診断書・意見書の作成が可能。